

■ 新一般廃棄物処理施設整備運営事業について

新施設の全体計画

事業期間：令和5年から令和28年3月末日までの23年間
(供用開始予定：汚泥再生処理センター 令和7年10月)
熱回収施設、リサイクル施設 令和10年4月)
事業方式：PFI手法の起債適用BTO方式
事業内容：施設の設計・建設、運営（維持管理を含む）と現焼却施設の解体業務

◆ 新施設に求める要求水準の考え方（方針） ◆

◆ 設計・建設に関する考え方

○有機的な連携を持った処理システムの目標

新施設は、熱回収施設（焼却施設、バイオガス化施設）、リサイクル施設、汚泥再生処理センター等を同一敷地に一括整備することで、施設間の有機的な連携を持った総合的な廃棄物処理システムを構築し効率化、コスト削減等を図ることを目指します。

○メーカーへの技術調査

令和2年度に焼却炉メーカーに対して行った技術調査では、センターから施設規模を提示しなくとも、ランニングコスト（発電量を含む）の検討も含めた施設間で廃棄物を連携して処理する各メーカー独自の技術提案を得ることが可能であると検証できました。

○施設整備の方針（要求水準書作成方針）

事業者選定（入札）は、技術調査と同様に施設規模を提示せず、処理する必要があるごみ量およびし尿の量等のみを提示し、民間事業者に独自の廃棄物処理のシステム、処理規模および維持管理運営の方法を提案させ更なる効率化、コスト削減等を図ることを施設整備の方針とします。

◆ 運営業務範囲の考え方

▶ 運営業務の概要

- 1) 本施設の持つ基本性能を最大限発揮させ、発生する一般廃棄物の処理を実施します。
- 2) 長寿命化を念頭に、本施設の基本性能を維持することにより、ライフサイクルコストの低減に努めます。
- 3) 安定した稼働を実現し、本施設の安全性を確保します。また、環境負荷の低減に努め、周辺の住民の信頼と理解、協力を得ます。
- 4) ごみ焼却エネルギーの有効利用や省エネルギーに取り組み、効率的な運営を行います。センターが実施する各種業務に協力します。

▶ 事業者の業務範囲

- 1 運転管理業務：各施設を適切に運転し、その基本性能を発揮し、関係法令、公害防止基準等を遵守し搬入される処理対象物を適正に処理するとともに、経済的な運転を行う。
- 2 維持管理業務：関係法令、公害防止基準等を遵守し、適切な処理が行えるよう本施設の基本性能を確保・維持するため、必要となる適切な計画策定と実施により維持管理を行う。
- 3 搬入管理業務：関係法令を遵守し搬入者が安全に搬入できるように搬入管理を行う。
- 4 環境管理業務：排ガス、騒音、振動、悪臭等について、公害防止協定等に関する測定・管理等を行う。
- 5 有効利用業務：本施設で回収される資源化物等の資源化、余剰電力利用による発電業務等を行う。
- 6 情報管理業務：搬出・搬入、運転管理、各種データの管理報告や補修・更新等情報管理を行う。
- 7 防災管理業務：施設の防火・防災管理、緊急時の対応計画作成や訓練の実施等を行う。
- 8 その他関連業務：清掃・植栽管理、除雪・消雪及び見学者対応支援等を行う。

◆ 環境学習・啓発機能

▶ 環境学習・啓発機能のコンセプト 3TP

伝える (T)	触れる (T)	考える (T)	実践する (P)
見学施設 展示物 キャラクター イベント	遊具 リサイクル製品 自然	書架 学習スペース 体験学習	修理工房 体験会

- 新施設の基本概念を踏まえた **3TP** [伝える (Tell)] [触れる (Touch)] [考える (Think)] [実践する (Practice)] を体験できる機能を備えた施設とします。
- 見学者・来訪者が何度でも来たくなる施設を目指し、環境意識向上を図る施設を目指します。
- 計画した設備を用いて見学、体験を通じ、学び、考えるプログラムを計画します。

本要求水準は、PFI 法第 5 条に基づくもので、令和 4 年 1 月に公表を予定しています。

センターホームページにて、新一般廃棄物処理施設整備運営事業に関する情報「Topics」を掲載しています。随時更新していますので、ご覧ください。

<http://www.kohoku-kouiki.jp/seibigomi/> / 新ごみ処理場建設状況.html

